

第2期豊川市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 豊川市教育委員会は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、第2期豊川市スポーツ振興計画（仮称）（以下「計画」という。）を策定するため、第2期豊川市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- （1）計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること
- （2）その他計画の策定及び推進に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内で、別表1に掲げる者を委員として組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（作業部会）

第8条 委員会に、計画策定にあたり必要な企画・調査研究及び資料作成のために作業部会を置く。

2 作業部会は、別表2に掲げる関係課の職員をもって構成する。

（庶務）

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、教育委員会スポーツ課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

第 2 期豊川市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会

委 員 選 出 区 分
豊川市体育協会
豊川市スポーツ少年団
豊川市体育振興会
豊川市スポーツ推進委員会
豊川市立小中学校長会
学識経験者
その他教育委員会が必要と認める者

別表 2 （第 8 条関係）

第 2 期豊川市スポーツ振興計画（仮称）策定作業部会

役 職	部 名	課 等 名	補 職
部会長	教育委員会	スポーツ課	課 長
部会員	企画部	企画政策課	課長補佐級又は係長級
	福祉部	福祉課	
		介護高齢課	
	子ども健康部	保健センター	
	建設部	公園緑地課	
	産業部	商工観光課	
	教育委員会	学校教育課	
		生涯学習課	

第2期豊川市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会名簿

役 職	委 員 選 出 区 分	氏 名	備 考
委 員	豊 川 市 体 育 協 会 代 表 者	浅 野 博 徳	理 事 長
委 員	豊 川 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 代 表 者	関 口 龍 一	本 部 長
委 員	豊川市体育振興会連絡協議会代表者	小 川 豊 次	会 長
委 員	豊川市スポーツ推進委員会代表者	柴 田 功 己	委 員 長
委 員	豊 川 市 立 小 中 学 校 長 会 代 表 者	小 野 清 隆	会 長 (豊川市立八南小学校長)
委 員	学 識 経 験 者	伊 藤 博 之	元豊川市立南部中学校長
委 員	その他教育委員会が必要と認める者	荻 野 宏 子	総合型地域スポーツクラブ わすば一宮会長
委 員	〃	小 林 弘 行	豊川市社会福祉協議会 地域福祉課長
委 員	〃	北 国 太 郎	豊川市体育協会 事務局長
委 員	〃	神 谷 美也子	豊川市スポーツ推進委員会 副委員長
事 務 局	豊 川 市 教 育 委 員 会	原 田 潔	教 育 部 長
	〃	前 田 清 彦	教育部次長
	豊川市教育委員会 スポーツ課	戸 莉 憲 司	課 長
	〃	片 岡 謙 友	課 長 補 佐
	〃	山 口 智 司	係 長
	〃	岩 田 健 一	専 門 員
	〃	山 口 和 輝	主 事